

きらりの星こども園 病後児保育「トウィンクル」利用規約

(目的)

第1条 病気回復期で集団保育での困難な、お子供を保護者の勤務・出産・傷病・冠婚葬祭等の事由により、家庭で看護できない場合において預かり、保護者の子育てと就労の両立と地域の子育て支援を目的とします。

社会福祉法人恵昭会 きらりの星こども園 病後児保育室「トウィンクル」は曾於市からの委託を受けた病後児保育実施施設です。

(利用対象者)

第2条 曾於市在住の生後6ヶ月から小学6年生までの児童で、かかりつけ医療機関を受診し、本保育室利用が可能と判断された場合に限りです。

- 2 疾患の回復期にあり、医師が事業の利用が可能と認めた児童。
- 3 病状の急変は予測されないが回復期に至っていないため、集団保育生活が困難な児童
- 4 保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童。

※病後児の受け入れ基準は別紙を参照してください。

(利用定員)

第3条 1日上限3名

ただし、児童の年齢や疾患、病状により利用人数を制限することがあります。

(開設日及び開設時間)

第4条 利用を希望される方は、利用される前日までに事前登録をした児童のみ利用できます。

- ② 利用時間は次のとおりとします。

開設日 月曜日～金曜日：午前8：00～午後5：00

休室日 土曜日・日曜日・祝祭日 8/13～8/15 12/29～1/3

(事前登録)

第5条 利用ご希望の方は利用前日までに利用申請書を提出し登録を受けます。

事前登録をした児童のみが利用できます。

(利用期間)

第6条 利用期間は、集団保育が困難であり、かつ保護者が家庭で保育を行うことができない期間の範囲とし、原則として連続5日以内とします。ただし、児童の健康状態について医師の判断及保護者の状況により、保育が必要と認められる場合は、当該利用期間を延長することができます。

(利用手続き)

第7条 登録保護者は、その児童が利用しようとするときは、利用予約の連絡を前日午後5時までに行い、利用当日に、「利用申込書兼承諾書」「与薬指示書」「連絡票」を保護者が記入し、「医師の意見書」を主治医に記入してもらい、本施設へ提出する事

とします。

(利用料金等)

第8条 利用料金は送迎時いずれかで精算をお願いします。

利用料金は下記の通りとします。

- ① 午前8時30分～午後5時までの間 1,500円(給食代・おやつ代含む)
- ② 社会福祉法人恵昭会が運営する施設利用の園児は無料(給食代・おやつ代含む)
- ③ 社会福祉法人恵昭会が運営する施設利用の児童は1日500円(給食代・おやつ代含む)

(緊急連絡)

第9条 利用者の保護者は、利用申込書に緊急連絡先を記載し、緊急時に連絡が付き保護者の意思が確認できるように努める事とします。

(利用の中止)

第10条 下記のいずれかに該当するときは、保育の途中に関わらず、利用を中止します。

- ① 児童及び園児の病状の変化により実施施設での対応が著しく困難になったとき。
- ② 自然災害やライフラインの断絶等により安全な保育の継続が困難になったとき。
- ③ 本利用規約に同意ができない場合。
- ④ その他利用を中止するにやむ得ない事情が生じたとき。

(守秘義務)

第11条 病児後保育室「トイックル」に従事する職員は本規約に基づく業務上知りえた園児・児童・保護者及びその家族の情報を機密として取り扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はいたしません。職員の守秘義務は退職後においても同様とします。

(規約の変更)

第12条 本規約の変更は病後児保育室「トイックル」が定め、その効力は利用登録者に帰属します。

きらりの星こども園 病後保育室「トウィンクル」受け入れ基準

1. 病後児保育を利用できない症状

- ① 伝染性疾患（感染する恐れの高いものの急性期）
麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜ・インフルエンザ・流行性角結膜炎・ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎など
- ② 38.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている場合
- ③ 嘔吐・下痢がひどい場合
- ④ 脱水症状の兆候がある場合
- ⑤ 皮膚や唇が乾燥している・ぐったりして活気がない状態
- ⑥ 咳や喘息がひどく、呼吸が苦しい状態
- ⑦ 食欲がなく、ほとんど飲食ができない状態
- ⑧ 基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症の危険性が高い状態
- ⑨ てんかん発作、熱性けいれんが頻繁に起こっている状態
（前回のけいれんから 48 時間以上経過していない）
- ⑩ 入院の措置が必要と考える状態

2. 病後児保育を利用できる基準

- ① インフルエンザ（経過して 4 日目回復の兆候が見られれば利用可）
- ② おたふくかぜ（症状が安定して頭痛や嘔吐がなければ利用可）
- ③ 麻疹（解熱後 3 日経過していれば利用可）
- ④ 風疹（発熱がなく発疹が消失していれば利用可）
- ⑤ 水痘（発熱の有無と医師の判断で利用可能）
- ⑥ ロタウイルス・ノロウイルス・感染性胃腸炎（下痢や嘔吐が収まり、水分摂取が可能であれば利用可）
- ⑦ 百日咳（抗菌薬内服後 5 日経過していれば利用可）
- ⑧ 溶連菌感染症（抗菌薬内服を開始していれば利用可能）
- ⑨ 咽頭結膜熱、アデノウイルス（発熱がなく、症状が安定していれば利用可能）
- ⑩ 流行性角結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可能）
- ⑪ 急性出血性結膜炎（医師において感染の恐れが低いと認められれば利用可能）
- ⑫ マイコプラズマ感染症（呼吸が安定し、抗菌薬を内服していれば利用可能）
- ⑬ 手足口病（口腔内の影響がなく水分摂取できれば利用可能）
- ⑭ R S ウイルス（呼吸症状が安定していれば利用可能）
- ⑮ 帯状疱疹（すべての発疹が痂皮化するまで）
- ⑯ ヘルパンギーナ（口腔内の影響がなく水分摂取できれば利用可能）
- ⑰ 伝染性紅斑（症状が安定していれば利用可能）